

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室タービン監視計器盤の点検時、演算器「低出力」警報動作値が信号変換回路内の部品型式により、相違することが認められたため、動作値の正しい部品型式に当該回路の部品（2台）を交換	C	
2	1号機	原子炉格納容器スプレイ冷却ポンプ（C）の点検時、ケーシングとメカシールの接続部から水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	使用済燃料プールラック（26E9）からの使用済燃料集合体吊り上げ時、「過負荷」警報ランプが点灯し、吊り上げ不可が認められたため、対応検討	D	
4	2号機	使用済燃料プールラック（26E6）からの使用済燃料集合体吊り上げ時、「過負荷」警報ランプが点灯し、吊り上げ不可が認められたため、対応検討	D	
5	3号機	放射性廃棄物処理建屋及び活性炭ホールドアップ建屋内のドレンファンネル点検において、不具合（12箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
6	3号機	原子炉建屋内のドレンファンネル点検において、不具合（13箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
7	3号機	タービン建屋内のドレンファンネルにおいて、不具合（31箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
8	3号機	燃料交換機計算機用CD-ROM装置の点検時、電源ユニット用冷却ファンに動作不良が認められたため、当該電源ユニットを交換	D	
9	3号機	燃料交換機主ホイスト電動機の点検時、反負荷側のシャフト外径に規定値を超える摩耗及び電磁ブレーキ開放用のボルト穴のネジ山部の腐食が認められたため、当該シャフト及び当該ボルト穴を修理、並びに当該ボルトを交換	D	
10	3号機	換気空調系ホットラボ室排気ファン入口ダンパーにおいて、動作不良（開固着）が認められたため、当該ダンパーを点検・修理	D	
11	4号機	放射性廃棄物処理建屋地下グリコールタンク前床ドレンファンネル（WF-036）において、閉止栓に腐食が認められたため、当該閉止栓を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）において、カップリング側軸受排油温度指示スイッチ用検出器取付部に、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）において、カップリング側軸受潤滑油戻り配管のフローグラス表面に、油のにじみが認められたため、当該フローグラスを点検・修理	D	
14	5号機	タービン建屋空調換気系冷却水ポンプ（C）駆動用電動機の点検時、電源用端子箱内の口出しパッキンにひび割れが認められたため、当該パッキンを交換	D	
15	6号機	メタクラ（6C）真空遮断器昇降機の点検時、バッテリー充電不足等の不具合（5件）が認められたため、当該昇降機を修理	D	
16	6号機	燃料交換機主ホイストのエアブレーキ点検時、組立てボルト穴のネジ山（12箇所）に破損が認められたため、当該ボルト穴を修理及び当該ボルトを交換	C	
17	集中環境施設	共用プール常用空調冷水系冷凍機（A）の起動操作時、警報「蒸発器圧力低」が発生し起動不可が認められたため、装置を点検修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで